

文書館だより

第33号

徳島県立文書館



旧名方郡郷名村値図（上田家文書） 72 cm × 52 cm

名西郡高原村の学者上田寧恵が調べて描いた地図。古代の名方西郡・名方東郡および各郷の境界について、明治初年の村境と比較して描いている。明治7年11月作成とある。

目次

東日本大震災一年をふり返って.....	2	古文書の世界「那賀郡和田島村沖の鱧漁」.....	6
書き残された安政南海地震.....	3	公開史料の紹介 ー藤倉家文書・栗本家文書ー.....	7
陸前高田市被災公文書復旧作業に参加して.....	4	二十歳を迎えた徳島の古文書を読む会.....	8
公文書に見る津波資料.....	5	文書館の利用案内.....	8

文書館の逸品展
「古文書の修復ー方法と成果」
4月24日(火)～8月5日(日)

県立文書館ボランティアの活動を中心に、古文書補修の方法やその成果の一端を紹介いたします。

第44回企画展
「変わりゆく徳島の街並み」
8月7日(火)～10月21日(日)

日本が大きく移り変わった昭和30・40年代。徳島の街並みや人々の暮らしの変化を、写真資料を通して振り返ります。

第45回企画展
「吉野川と阿波藍」
10月23日(火)～1月27日(日)

徳島の母なる大河吉野川。その吉野川がはぐくんだ阿波藍の繁栄と衰退を人々の営みとからめながら振り返ります。

文書館の逸品展
「新田名主栗本家の古文書」
1月29日(火)～4月21日(日)

江戸時代に作り上げられた和田津新田（現小松島市）。その開発の歴史を新田名主の家に残された古文書や絵図から振り返ります。

東日本大震災一年をふり返って

結城 孝典

多くの人々の命や財産さらに仕事や生きがいを奪った東日本大震災が発生してから一年になります。東北の太平洋沿岸は、過去にもたびたび大規模な地震や津波の被害を受けています。死者が一万五千人を超え、いまだに行方不明者が三千人を超えているという状況は、二〇世紀に入ってから災害による被害としては、関東大震災（死者約十万五千人）について多く、際立って大きな数字です。さらに福島第一原子力発電所の事故が重なり、深刻な事態が続いています。また、太平洋沿岸部の自治体では、住民生活に直結する戸籍や住民基本台帳など多くの公文書や記録資料も津波により流失、水損の被害を受けました。そんな中で生活の復興に向けた取り組みが国を挙げて懸命に続けられています。

そうした復興への取り組みを進めている政府が設置した震災関連の十五の会議の中で、設置当初から議事録や議事概要が作成されていなかった会議があることが報道されています。こうした会議の記録は、平成二十三年度から施行された公文書管理法でも作成が義務づけられています。政府は早急に残っている資料やメモからさかのぼって記録を作成するようです。公文書の適正な作成・管理という点での問題が

明らかになったことで、政府は有識者による公文書管理委員会を開き、聞き取り調査等を行いながら公文書管理に関する指針の見直しや再発防止策をまとめる作業に入っています。重要課題がどのような過程で意志決定されていったのかを記録に残すことは、その後記録をふり返り検証することで、教訓や知恵を導き出すことにつながります。人類はこれまで記録を残し、記録をもとに検証作業をすることで、社会のあり方を学び技術を進歩させ、現在の社会や文明を築いてきました。これからも様々な記録を残していくことで教訓や知恵を得ながら、これまでより安全で住みやすい社会を模索していくと考えます。大変な状況の中にあっても、我々は記録を残すことの大切さや責任を忘れないようにしなければなりません。

ところで、東日本大震災発生直後から、徳島県は関西広域連合の一員として鳥取県、兵庫県とともに宮城県の救援活動に取り組んでいます。全国各地また世界各国からも人的、物的な支援があり、現在も様々な形で救援活動が展開されています。そのような中、記録資料を保存活用する組織も支援に取り組んでいます。当館も所属する「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」

(以後「全史料協」)では、震災直後から東日本を中心に被災した関係機関の状況をホームページで公開し、まず情報を共有できるようにしました。その後、文化庁により「東北地方太平洋洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)」が立ち上がると、全史料協もその一員として岩手県陸前高田市の救援活動に参加しています。また、独自に「東日本大震災臨時委員会」を組織し、政府、全国知事会、市長会および町村会へ公文書等資料の保全・救済活動等への要望書も提出しました。我々が取り組む具体的な救援活動の内容は、被災(津波に遭い海水をかぶった)公文書の救済で、全史料協以外にも大学などいくつかの組織がそれぞれ担当地域の支援に当たっています。全史料協が支援する陸前高田市も市役所庁舎(三階建て、一部四階)の三階屋上まで津波が押し寄せ、庁舎と裏に隣接する防災庁舎(二階建て)二階にある書類庫の大量の公文書が被災しました。

被災した各地の自治体で救出された公文書は現在、復旧作業が行われていますが、終了するまでには相当長い期間が必要です。被災された方々の日常生活の復興も長期間を要すると思われるのですが、支援する我々も粘り強く取んではいかなければなりません。被災者の方々と同じ立場や気持ちになるのはむずかしいかもしれませんが、被災した方々の立場に立って行動することを忘

れてはいけないと思います。日常生活の中で本当に我々一人一人は被災地の方々の立場に立てているか、たえず思い返す必要があるのではないのでしょうか。これから長期にわたる生活復興への間、我々も継続して物的支援そして精神的な支援をしていくことが、ひいては日本社会全体の活力につながるのではないのでしょうか。

当然のことながら、東日本の状況は他人事ではなく、四国に住む我々もまた、東海・東南海・南海地震や洪水被害への備えを整えていかなければなりません。徳島県でも県民の命を守り、災害を最小限に食い止めるための様々な取り組みが進められています。そんな取り組みの中で、県内市町村が通常業務を行っていく上で重要な戸籍や住民基本台帳などのデータを県外で一括保管することや通信回線でデータの出入れが可能になるシステムを整備することが検討されています。もちろん災害発生時は人命を守ることが第一ですが、様々な記録資料や文化財なども、被災後の生活の復興にはなくてはならないものです。そうした信念のもと、当館ではこれからも後世のために様々な記録資料の収集整理、保存に努めていく所存です。また、記録資料の保存に関する様々なお問い合わせにも対応してまいります。これからも皆様のご理解、ご協力をどうかよろしくお願いいたします。

(館長)

書き残された安政南海地震

嘉永七（安政元年・一八五四）年

十一月四日に安政南海地震が、その三十二時間後の十一月五日には安政南海地震が発生する。この巨大な自然災害に遭遇した何人かの者は、自身が見分した前兆現象、災害の状況、そこからくみ取るべき教訓などをまとめ、それを後世に伝えるための記録を残している。ここでは県内に残された安政地震に関する古記録の一端を紹介したい。

震潮記（個人蔵）

安政南海地震とそれに伴う津波によって海部郡の村浦は壊滅的な打撃を蒙る。このころ穴喰の組頭庄屋を務めていた田井税伯は、それ以前に故郷を襲った永正の津波（一五一二年・他に地震に関する記録が無く、幻の津波とも呼ばれる）、慶長南海地震（一七〇四年）、宝永南海地震（一七〇七年）に関する地元に残された史料を集め、これに自身が体験した

安政地震の詳細な記録をあわせて『震潮記』を編纂している。そこには後世に教訓を残そうという税伯の使命感が感じられる。

嘉永七年大地震之記（徳島県立文書館収蔵「西野多田家文書」）

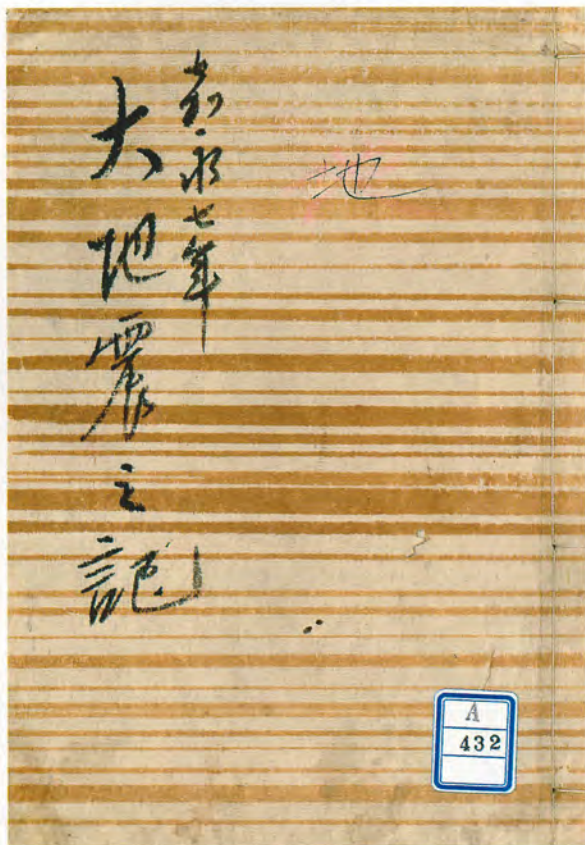
一方、徳島城下や小松島では地震に伴う火災によって大きな被害が出ているが、城下の被災状況が詳細に記されているのが筆写不詳の『大地震之記』である。地震による混乱で十分な消火活動が出来なかったことや、防火用の白壁が倒壊して用をなさなかったことなどが記されており、「屋敷には防火用の常緑樹を植えるべし」「類焼を防ぐ努力が必要」などの教訓が述べられている。

大地震実録記（徳島県立文書館寄託「中財家文書」）

現在の徳島市川内町や松茂町・北島町付近の状況が記されているのが、板野郡大松村（現徳島市川内町）の近藤基之助が安政三（一八五六）年に書いた『諸国大地震実録記并御国我等取混シ有姿記』である。そこには詳細な被災状況とともに、流言によりパニックを起こす人々の姿などが記録されている。

東日本大震災の発生以来、歴史地震研究の重要性が再認識されている。私たちには先人が残してくれたこれらの史料を防災・減災につなげる努力が求められているのではないだろうか。さらに次の南海地震が発生したときには、自分たちの体験を後世に残すことも心がけたい。

ここで紹介した『震潮記』は『阿波国徴古雑抄』（抄録）と『穴喰町誌』に解説文が収録されており、子孫の田井晴代氏が現代語訳を刊行している。『嘉永七年大地震之記』は徳島の古文書を読む会から『史料集（九）』として刊行されている。『大地震実録記』は『御大典記念阿波藩民政資料』に解説文が収録されており、徳島県立文書館ホームページには解説文と現代語訳をアップしている。あわせてご一読いただければ幸いです。



嘉永七年大地震之記（表紙）



津波で転がされたモニユメントの台座の巨石



書類庫の内部

陸前高田市被災公文書 復旧作業に参加して

結城 孝典

一日から三日間、現地で行った救援活動について報告します。(なお、

当館が所属する「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」(以後「全史料協」)は、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)」を担う一組織として岩手県陸前高田市の被災公文書の救援活動を行っています。今回、平成二十四年一月十

震災発生後の全史料協としての具体的な対応は、全史料協のホームページをご覧ください。

ご承知のとおり大震災時の津波により、陸前高田市は甚大な被害を受けました。実際に現地津波被害の現実を見ると言葉が出てきませんでしたが、瓦礫の整理や仮置きは進んでいきましたが、二万四千人あまりの総人口の内、死者は千五百人を超え、今も三百人近くの行方不明者がいる状況です。市役所庁舎の三階屋上まで津波が押し寄せ、百名を超える市職員の方々が死者・行方不明者となり、コンピュータなどの機器が水損したことであらゆるデータも消失しました。公文書類も津波により流失、水損の被害を受けました。被災直後に市役所庁舎と書類庫から救出

された公文書は約一万二千冊ほどですが、まだ多くの公文書が庁舎内や書類庫に残されたままになっています。

書類庫から救出された公文書は現在、旧矢作(やはぎ)小学校を拠点に復旧作業が進められており、全史料協以外にも、法政大学、神奈川県立図書館、国立公文書館などの機関により被災公文書への救援活動が行われています。キッチンパーや新聞紙で吸水措置を施された多くの公文書は被災から約十ヶ月が経過しているため、乾燥が進んでおり、旧矢作小学校で行われている作業はクリーニング作業が中心です。公文書のカビに関しては、意外と少ないように感じました。今回、我々が参加する中でクリーニングが終了した公文書の目録作成作業も並行して始まりました。簿冊をばらして一枚一枚の汚れを柔らかい布で拭いたり刷毛で払ったりするクリーニング作業は丁寧さと根気が必要です。簿冊の厚さにもよります



クリーニング作業

が、一人が作業できるのはせいぜい一日に三冊程度ではないかと思われます。旧矢作小学校で復旧作業にあたっているのは、緊急雇用対策事業で雇用された四名(県の雇用、市の雇用それぞれ二名ずつ)の方々と市役所を退職されボランティアで参加されている数名の方々です。今のペースだと作業終了まで相当長期間が必要になると考えられます。

また今後、公文書の保存場所も含め、様々な課題があります。救出した公文書のうち残すものと廃棄するものとの選別、残す公文書のクリーニング作業の継続、必要な際に利用できるようにするための公文書のデジタルデータ化などです。これから相当長い時間とねばり強い取り組みが必要になります。全史料協として共通理解を図りながら支援をしていく中で、機会があれば、ぜひまた復旧作業に参加したいと考えています。



乾燥中の公文書

公文書に見る津波資料

東北震災でもっとも甚大な被害をもたらした自然災害は、津波であった。徳島県においても南海地震による津波の被害がもっとも警戒されているところである。直近の南海地震といえば昭和二十一（一九四六）年十二月二十一日に起きた昭和南海地震であるが、戦後間もないこともあり思いのほか資料は少ない。

比べると、昭和三十五（一九六〇）年五月二十四日、太平洋を挟んでほぼ日本の真裏であるチリ沖で発生した地震を発生源とするチリ地震津波については県にも一部資料が残されている。この津波での被害が最も大きかったのは東北地方の三陸海岸から北海道東部の沿岸で最大六メートルの波が襲い一四二名の犠牲者が出ている。

災害救助などを担当していった徳島県厚生課が作成した簿冊である

「昭和三十五年チリ津波災害救助関係綴」には、①災害救助法に基づく

災害救助の発動について、②チリ地震津波被害報告（阿南市）、③チリ地震津波による被害調査、④津波による

阿南市の災害地に対する防疫実施概況報告書（阿南保健所）、⑤政府部

内におけるチリ地震津波による災者の救援募金について（自治省）、⑥お

見舞い電報、⑦非常災害の決定について（厚生省への報告）、⑧チリ地震津波による救助経費の交付について、⑨義援金について、⑩参議院内閣委員会調査資料（徳島県、災害時における陸上自衛隊の活動状況を含む）、が含まれており、県のチリ地震津波への対応の様子を知ることができ

る。被害調査に含まれている「チリ地震津波の概況」によれば、「二十四日朝五時三十分には高さ二メートルの第一回津波が押し寄せたのに続いて六時過ぎ、七時過ぎと約四十分間隔で真黒い大波が橋町を中心として襲いかか



【昭和35年チリ津波災害救助関係綴】徳島県厚生課作成

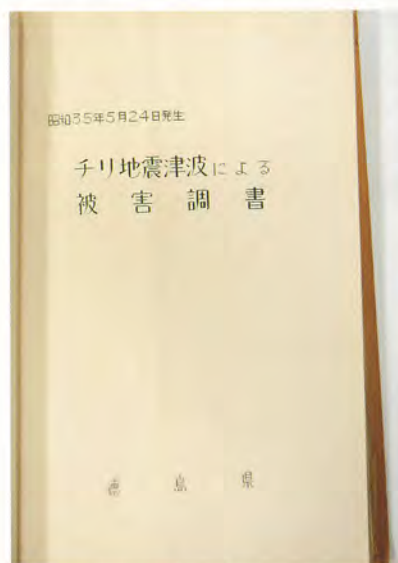
る。被害調査に含まれている「チリ地震津波の概況」によれば、「二十四日朝五時三十分には高さ二メートルの第一回津波が押し寄せたのに続いて六時過ぎ、七時過ぎと約四十分間隔で真黒い大波が橋町を中心として襲いかか



チリ津波による被害地
【昭和35年チリ津波災害救助関係綴】より

り、一瞬にして泥海と化した。幸いに人命に異常はなかった。これは、本年二月十九日、県・気象台・県警・市と共同主催で津波を想起して避難訓練を行った直後のことであつたため、市民は変わった潮の様子で津波の襲来を事前に察知し、避難命令が公民館の放送設備を利用して放送され全員が裏山などへ避難を終わった後へ津波が襲来したためである。市民の去った後不気味な海鳴りをともなつてもものすごい勢いで津波が押し寄せ、瞬時にして市内は深さ一・五メートル以上の海水に浸ってしまった。市当局は直ちに阿南市役所に津波災害対策本部を設

け罹災者の救助にあたり、床上浸水した被害者二二〇人を学校その他の公共施設へ収容し、罹災者全員に炊だし救助を行った。」と書かれており、生々しい津波の様子と初期対応を知ることができる。災害救助法で災害救助を発動するには、八〇戸以上の損壊が基準となっているが、床上浸水の場合その三倍、二四〇戸以上という基準がある。チリ津波での阿南市の被害は橋町を中心に七〇〇戸を上回りその対象となっている。また、保健所での防疫・陸上自衛隊の活動状況など復旧に向けてのさまざまな動きを見ることが出来る。



チリ地震津波による被害調査
【昭和35年チリ津波災害救助関係綴】より

このほか文書館には、徳島県港湾課が作成したチリ津波対策の港湾調査に関わる簿冊が二十冊ほど残されている。これらは、橋湾などをはじめとした徳島南部港湾の改修に関する文書で、詳細な工事図面も多く含まれている。これらの文書は当時の災害復旧、復興の実際を知るための貴重な資料といえよう。

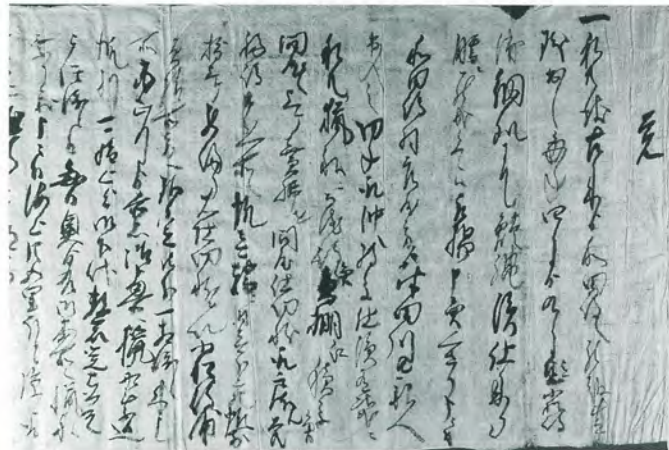
古書の世界

那賀郡和田島村沖の鰹漁

江戸時代から人気の県「ブランド品目」

板東 紀彦

紀伊水道は和田島村沖を中心にして全国有数の鰹の漁場で、江戸時代初めから地元漁師はもちろん他国の漁師も入り乱れて鰹の釣漁・延縄漁をしてきた。それは、元禄一二(一六九九)年に紀州衣奈浦(和歌山県日高郡由良町)の漁師が徳島藩の国奉行へ提出した文書に「先祖より九〇年間、ここで網を曳いてきた」と記していることからわかる。



ところが、魚分一所で魚口銀の徴収を藩から請負う請所と他国の漁師との対立など、さまざまな問題が生じた。現在、当館で整理を進めている那賀郡和田島村(小松島市和田島町)の庄屋文書である森英雄家文書には、鰹漁について興味深い文書が多く含まれている。

宝永三(一七〇六)年七月五日、泉州佐野浦(大阪府泉佐野市)・淡州沼島浦(兵庫県南あわじ市)・紀州衣奈浦の漁師一人が徳島藩南方郡奉行へ訴えた。ここで紹介する文書は、漁師が奉行裁定を受け入れる旨を記した同月二五日提出の請書で、上の写真は冒頭の部分である。彼ら他国の漁師は昔から毎年四月から九月まで和田島村に芝銭を納めて同村の海岸に小屋掛けし、小松島浦の漁場で鰹漁をしてきた。また、彼らは漁船一艘一日につき銀三分の口銀を藩に納めていた。

彼らが出漁する際は、あらかじめ新町川入口にある津田川口番所を通行する切手を和田島村庄屋から入手していた。漁獲があると漁場から徳島城下の魚棚(内魚町の別名。徳島

市幸町二丁目・中通町一丁目)へ直行し、魚問屋を通じて売却し仕切状を受け取った。帰りに福島分一所で帆別銭(帆一端につき銀一分)、さらに仕切状にもとづいて小松島浦魚分一所の請所へ分一銀を納めた。

ところが「新法」と称し下代(所属は不明)に、宝永三年正月から漁獲後すぐ赤石番所(小松島市)に寄り、帆別銭を納めるよう命じられる。この文書には記していないが、赤石からさらに和田島番所経由を命じられている。これでは城下魚棚へ行くには時間がかかり、朝の競りに間にあわないので迷惑であった。他国の漁師は訴えたのであった。

南方奉行の裁定は赤石番所へ帆別銭納入は必要なく従来通りとなったが、その後も他国の漁師は分一所・番所や魚分一所の請所からの課税攻勢にさらされることになる。文化年間(一八一〇年前後)頃には、彼らが和田島魚分一所を通じて藩に納める漁船一艘あたりの口銀は一日につき銀六分と倍増している。他国の漁師が拠点としている和田島村は、いつも彼らの側に立って藩との間を仲介した。それは、彼らが納める芝銭が村の収入となり、彼らへの食事提供が村の百姓の収入になったという理由だけではないだろう。両者には、世代を超えて二〇〇年以上続く交流があった。

(主任専門員)

覚

一私共儀古来より和田島へ罷越、芝銭出し、毎年四月より九月迄小松島浦網処にて鰹縄漁仕来り候、暖罷成候てハ取揚申魚くさり申二付、和田島村庄屋方より津田川口船入出入之切手取、沖へ持参仕、漁有次第第二私共ノ鰹船二而徳島魚棚江積参、魚問屋へ上ケ完仕せ問屋仕切状取、戻ル節福島御分一所へ帆老端二付壹分宛帆別指上ケ罷歸り、右仕切状ヲ以小松島浦魚請所方へ銀定御分一相渡り来申候所、当正月より赤石御番所へ鰹船乗込、帆別可指上旨御下代敷藤覚右衛門殿被仰渡二付、毎日奥より右御番所へ鰹船乗り参申二付、海上四、五里ほど隙取、其上徳島魚棚朝せりの節二も相不申、方々故不勝手ニ罷成迷惑仕候条、私共本國へ罷戻候時分迄帆別被召上被下候歟、又ハ古来より之通二被仰付被下度旨、紙面ヲ以御訴申上候所、中島御奉行様へ御相談被遊被下候所二、沖二テ取揚申魚、私共鰹船二テ徳島へ乗り廻シ申儀二候ハハ、諸魚師共手ヲはなし徳島積仕とハ相見へ不申二付、此已後之儀ハ赤石へ鰹船乗り廻シ帆別御取被成ル儀御用捨被遊旨被仰渡、承知仕難有奉存候、以上

(宝永三年)

戊ノ七月廿五日

- 泉州佐野浦漁師 五郎兵衛
淡州沼島浦同断 長兵衛
紀州衣奈浦同断 吉三郎

杉浦吉右衛門様御下代

笠置十右衛門殿
坂東 伊兵衛殿

七月廿五日

- 和田島村庄屋 源左衛門
同村五人与 甚兵衛
小松島浦庄屋 清兵衛
同浦五人与 十左衛門

笠置十右衛門殿
坂東 伊兵衛殿

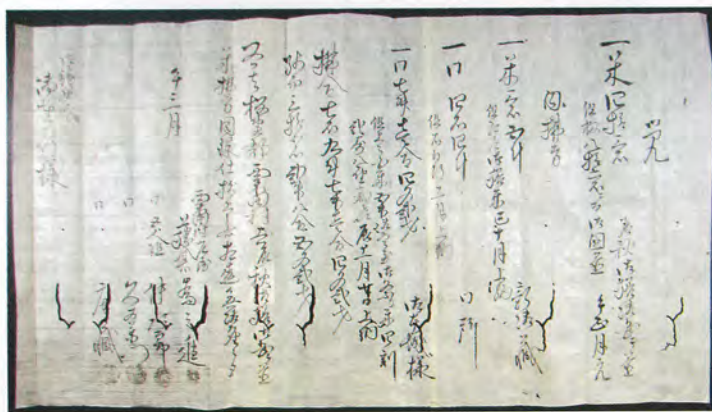
公開史料の紹介

藤倉家文書・栗本家文書

平成二十三年度、徳島県立文書館では、藤倉家文書、犬伏家文書を公開した。利用していただく際の手引きとしてこの二つの史料群の概要を記す。

◆藤倉家文書

徳島県の北端、北灘（現鳴門市北灘町）八ヶ村の内、栗田村の庄屋（一時組頭庄屋助役等を務めている）である藤倉家に伝来した史料群である。



御膳米の管理に関する文書（藤倉家文書）

藤倉家から直接徳島県立文書館に史料が寄託され、整理の結果一、二四八点が確認された。平成二十三年度に虫喰い等による破損がひどいものなどを除いて一、二二三点を公開した。

藤倉家文書の近世文書は七〇〇点あまりで、庄屋としての年貢の取り立て（御膳米の管理を含む）や倒れ遍路への対応など、村政文書（検地帳・棟附帳等は欠けており、全てが揃っているわけではない）が中心であるが、漁業（海鼠（なまこ）・魚・蛤魚・建網（たてあみ）・漁業・ハマチ漁・鯛網漁業・魚口運上銀・漁場出入）、林業（薪・松葉・御用木・名負林運上銀）、松茸、大坂廻船（荷船・藍廻船など）などのバラエティに富んだ海と山の産業に関する文書が含まれているところに特徴がある。

また、明治後期に設立し、藤倉家が組合長を務めていたことのある北灘村漁業組合の関係文書が二六〇冊ほど残されている。北灘村漁業組合は、明治二十八年に設立された北海漁業組合を前身に明治三十五（一九〇二）年に再編創立されたものであり、昭和十九年まで、ほぼ簿冊の形

で残されており、戦前期漁協の経営などがわかる。その他書画や木製の制札もある。制札は、寛政五（一七九三）年郡奉行（中北郡奉行）が作成した異国船への対応に関するものである。

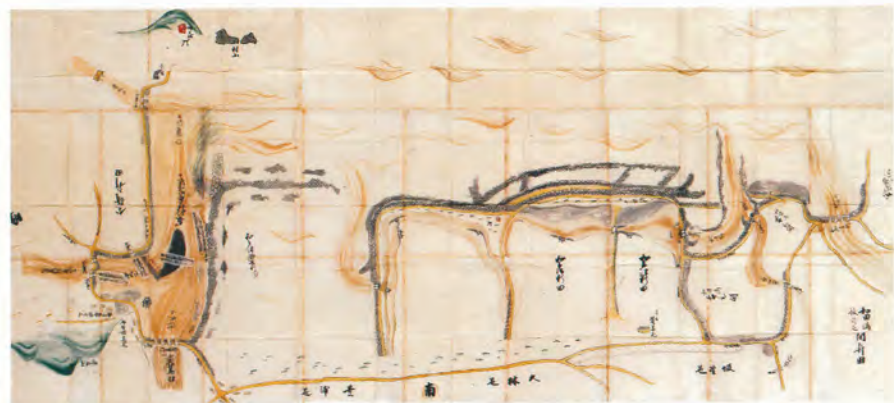
◆栗本家文書

小松島湾の南部に広がる和田津新田の一円名主である栗本家の文書群。栗本家から直接寄託を受け、整理の結果二、一四九点が確認された。平成二十三年度に虫喰い等による破損がひどいものなどを除いて二、〇〇一点を公開した。

栗本家は元紀州浪人で、阿波国富岡町に住居し紀伊国屋の屋号で商業活動を行っていたとされている。四代目四郎兵衛の時、和田島村と坂野村の間の海辺を新田として開発するために許可を得て、正徳六（一七一六）年にこの地へ移り開発を始めた。五代茂兵衛によって開発が進められ、延享五（一七四八）年藩による新田見分を受け「和田津新田」と名付けられた。その後も新田を西へと開発を進めると共に、七代茂兵衛の時士分格である小高取となり、組頭庄屋も務めるようになった。

新田開発に関わるたくさんの絵図

や、検地帳・棟付帳などの村としての基礎的な帳簿、年貢や土地や普請に関する帳簿など、江戸時代中期から明治にかけての和田津新田の開発・経営に関する文書がほぼ揃っている。



和田津新田絵図（安永9年・栗本家文書）

二十歳を迎えた徳島の古文書を読む会



鷺敷古文書研究会との合同学習会 (平成22年10月7日)

徳島の古文書を読む会は、徳島県立文書館の古文書講座修了生約二十名によって平成三(一九九一)年九月に結成された自主サークルである。会員数はその後も増加を続け、現在は約九十名が七班に分かれて地域史料の解読に熱心に取り組んできた。また、これと並行して講演会、合同学習会、臨地研修会や他の古文

書研究サークルとの交流会などの様々な事業を展開している。

徳島の古文書を読む会の活動で全国的に注目を集めているのが、その出版事業である。まず文書館との共同事業として、『史料集1 御郡代共御咎被仰付候節之一巻 他』(平成七年)と『徳島県立文書館所蔵蜂須賀家文書 書簡集 徳川慶喜を中心に』(平成十年)を刊行。平成十六年からは完全な会の独自事業として、各班単位での史料集刊行事業に乗り出した。『史料集(一) 蜂須賀重喜在府日記 宝暦六年・宝暦七年』を皮切りに、平成二十四年三月時点で九冊の史料集が刊行され、研究者からも高く評価されている。また、創立二十周年となる今年度末には『記念誌』も刊行されている。

徳島の古文書を読む会の活動は、文書館の普及事業が地域における古文書研究活動の新たな地平を切り拓いたものとして全国に誇りうるものである。

文書館の利用案内

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

開館時間

○ 午前九時三十分～午後五時

休館日

○ 毎週月曜日

(祝祭日の場合は翌日)

○ 毎月第三木曜日

○ 年末年始

※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇ JR 徳島駅から

徳島市営バス・

徳島バス利用(約二十五分)

最寄停留所より徒歩十分)

◇ JR 牟岐線文化の森駅下車
徒歩約三十五分



ホームページアドレス <http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp>

印刷
徳島県教育印刷株式会社

文書館だより 第33号
平成二十四年三月二十七日発行
編集兼発行 徳島県立文書館
〒七七〇一八〇七〇
徳島市八万町向寺山
文化の森総合公園内
電話(〇八八)六六八二七〇〇